

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第3号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(職及び職制)	(職及び職制)																				
<p>第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理事（総括担当）</td> <td style="text-align: center;">教育部の所掌事務を総括整理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理事</td> <td style="text-align: center;">教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職務	(略)		理事（総括担当）	教育部の所掌事務を総括整理する。	理事	教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。	参事	(略)	<p>第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参事（政策管理担当）</td> <td style="text-align: center;">(1) 教育部の所掌事務を総括整理する。 (2) 教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参事（学校教育担当）</td> <td style="text-align: center;">教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職務	(略)		参事（政策管理担当）	(1) 教育部の所掌事務を総括整理する。 (2) 教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。	参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。	参事	(略)
職名	職務																				
(略)																					
理事（総括担当）	教育部の所掌事務を総括整理する。																				
理事	教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。																				
参事	(略)																				
職名	職務																				
(略)																					
参事（政策管理担当）	(1) 教育部の所掌事務を総括整理する。 (2) 教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。																				
参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。																				
参事	(略)																				
2 (略)	2 (略)																				
(位置及び組織)	(位置及び組織)																				
<p>第7条 (略)</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p>																				

課名	班名
教育総務課	総務班 人事班 給与班 <u>勤務条件班</u> <u>監察班</u>
教育政策課	政策企画班 政策推進班 <u>I C T教育推進班</u> 人権・教員育成班
財務課	(略)
(略)	

3 (略)

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
教育総務課	(1) (略) (2) 教育長、教育委員、部長、 <u>教育監及び理事(総括担当)</u> の秘書に関すること。 (3)～(27) (略)
教育政策課	(1) 教育長、部長、 <u>教育監及び理事(総括担当)</u> の特命事項に関すること。 (2)～(8) (略) (9) <u>情報化の推進に関すること</u> (10)～(12) (略)
財務課	(略)
(略)	

2～5 (略)

(職及び職制)

第9条 (略)

課名	班名
教育総務課	総務班 人事班 給与班 <u>勤務条件・監察班</u>
教育政策課	政策企画班 政策推進班 人権・教員育成班
<u>教育D X推進課</u>	<u>D X企画班</u> <u>校務基盤班</u>
財務課	(略)
(略)	

3 (略)

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
教育総務課	(1) (略) (2) 教育長、教育委員、部長及び教育監の秘書に関すること。 (3)～(27) (略)
教育政策課	(1) 教育長、部長及び教育監の特命事項に関すること。 (2)～(8) (略) (9)～(11) (略)
<u>教育D X推進課</u>	(1) <u>情報通信技術の利活用の企画、調査研究、環境整備、推進及び総合的な調整に関すること。</u> (2) <u>働き方改革に関すること。</u>
財務課	(略)
(略)	

2～5 (略)

(職及び職制)

第9条 (略)

2 (略)

3 教育政策課にICT教育推進室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて、ICT教育に関する重要事項を処理する。

4～6 (略)

(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合教育センター		総務課	総務管理班
		企画・ICT推進課	企画・ICT推進班 生涯学習推進班
(略)			
(略)			

備考 (略)

2 (略)

(所掌事務)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県総合教育センター	総務課	(1)～(7) (略)

2 (略)

3～5 (略)

(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合教育センター		総務企画・ICT推進課	総務管理班 企画・ICT推進班 生涯学習推進班
		(略)	
(略)			

備考 (略)

2 (略)

(所掌事務)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県総合教育センター	総務企画・ICT推進課	(1)～(7) (略) (8) 研究、研修及び学校訪問の総括に関するこ

と。

(9) 静岡県総合教育センター協議会の運営に関すること。

(10) 静岡県総合教育センターが行う事業の広報に関すること。

(11) ICT教育等に関する所内への支援に関すること。

(12) 所内ネットワークシステムの維持管理に関すること。

(13) 他の教育研究機関との連絡調整に関すること。

(14) 生涯学習の推進に関すること。

(15) センター内の図書室の管理運営に関すること。

(16) 学校図書館の運営等についての研究、研修及び指導に関すること。

(17) 教育資料の収集及び提供に関すること。

	<p>(8) (略)</p> <p>企画・ICT推進課</p> <p>(1) <u>研究、研修及び学校訪問の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>静岡県総合教育センター協議会の運営に関すること。</u></p> <p>(3) <u>静岡県総合教育センターが行う事業の広報に関すること。</u></p> <p>(4) <u>ICT教育等に関する所内への支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>所内ネットワークシステムの維持管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>他の教育研究機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>生涯学習の推進に関すること。</u></p> <p>(8) <u>センター内の図書室の管理運営に関すること。</u></p> <p>(9) <u>学校図書館の運営等についての研究、研修及び指導に関する</u></p>		<p>(18) (略)</p>
--	---	--	-----------------

	<p style="text-align: center;"><u>こと。</u> (10) <u>教育資料の収</u> <u>集及び提供に関</u> <u>すること。</u></p>	
2・3 (略)	(略)	(略)
2・3 (略)		2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。